

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する
政令案要綱

- 1 平成19年8月31日に適用期限が到来する玉軸受等に対して課する報復関税について、その適用期限を1年延長することとする。(第1条及び第2条関係)
- 2 この政令は、平成19年9月1日から施行することとする。